

財務省告示第四百七十九号

省令第三十号（第七号第三項の規定に基づき、平成十五年五月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二										
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	額	最低額	払込金額	発行行	発行行										
利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額	千七百四十億二千三百八十一万円	五	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年五月二十六日	額	千七百四十億二千三百八十一万円	面金額	百円につき百円四十九	銭	年〇・六パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額	に日本郵政公社の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{67}{365}$$

十三 初期利子

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十五年三月二十日額面金額百円につき百円

十六 元金支額

日本銀行

十八 払込期日

平成十五年五月二十六日